

教育民生委員会記録

開会年月日	平成 29 年 7 月 7 日
開会時刻	午前 9 時 58 分
閉会時刻	午前 10 時 22 分
出席委員名	◎品川幸久 ○上村和生 北村 勝 楠木宏彦
	吉井詩子 吉岡勝裕 藤原清史 中山裕司
	浜口和久議長
欠席委員名	中村豊治
署名者	北村 勝 楠木宏彦
担当書記	野村 格也
審査案件	議案第 52 号 平成 29 年度伊勢市一般会計補正予算（第 1 号）中 教育民生委員会関係分
	議案第 53 号 伊勢市附属機関条例の一部改正について
	議案第 54 号 伊勢市障害者施策推進協議会条例の一部改正について
	議案第 57 号 伊勢市体育施設条例の一部改正について
	議案第 58 号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準等に関する条例の一部改正につ いて
	議案第 59 号 伊勢市介護保険条例の一部改正について
	議案第 60 号 伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実 施に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第 73 号 豊浜・北浜統合中学校（仮称）建設工事（校舎 建 築工事）の請負契約について
	議案第 74 号 豊浜・北浜統合中学校（仮称）建設工事（屋内運動 場 建築工事）の請負契約について
	議案第 75 号 豊浜・北浜統合中学校（仮称）建設工事（電気設備 工事）の請負契約について
議案第 76 号 豊浜・北浜統合中学校（仮称）建設工事（機械設備 工事）の請負契約について	
	所管事業の平成 29 年度進捗状況及び予算の執行状 況等の調査の実施について
説明員	教育長、事務部長、学校教育部長、教育総務課長、スポーツ課長
	総務部長、管財契約課長、管財契約課副参事
	都市整備部長、都市整備部次長、建築住宅課長、建築住宅課副参事
	ほか関係参与

審査経過

午前9時58分、品川委員長が開議を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に北村委員、楠木委員を指名。「平成29年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）中 教育民生委員会関係分」外10件を審査し、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については、正副委員長に一任することで決定した。

次に「所管事業の平成29年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」を審査し、今年度も5件程度の所管事業について報告を求めることとし、報告を求める事業については、正副委員長に一任することで決定して委員会を閉会した。

なお詳細は以下のとおりです。

開会 午前9時58分

◎品川幸久委員長

ただいまより教育民生委員会を開会いたします。

本日の出席者は、8名でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において指名いたします。

北村委員、楠木委員の御両名にお願いいたします。

本日、ご審査いただきます案件は、去る7月3日の本会議におきまして、教育民生委員会に審査付託を受けました11件、及び「所管事業の平成29年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」のあわせて12件であります。

案件名については、審査案件一覧のとおりであります。

お諮りいたします。

審査の方法については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。

そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申し出がありましたら、随時行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【議案第52号 平成29年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）中 教育民生委員会関係分】

◎品川幸久委員長

それでは、「議案第52号 平成29年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）中 教育民生委員会関係分」を御審査願います。

補正予算書の12ページをお開きください。

12ページから15ページの款3 民生費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

御発言もないようですので、款3 民生費を終わります。

次に、補正予算書の18ページをお開きください。

18ページから21ページの款11 教育費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、款11 教育費を終わります。

以上で、「議案第52号中 教育民生委員会関係分」の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第52号 平成29年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）中 教育民生委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第53号 伊勢市附属機関条例の一部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、条例等議案書の47ページをお開きください。

47ページから53ページの

「議案第53号 伊勢市附属機関条例の一部改正について」をご審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第53号 伊勢市附属機関条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 54 号 伊勢市障害者施策推進協議会条例の一部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、54 ページをお開きください。

54 ページから 56 ページの

「議案第 54 号 伊勢市障害者施策推進協議会条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

討論もないようですので、終わります。

お諮りいたします。

「議案第 54 号 伊勢市障害者施策推進協議会条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 57 号 伊勢市体育施設条例の一部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、68 ページをお開きください。

68 ページから 80 ページの「議案第 57 号 伊勢市体育施設条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

それでは少し聞かせていただきたいと思います。

ちょっと前の教育民生委員会におきまして、この施設においては、指定管理者制度を導入するというので、来年 4 月からされるわけでありまして、その際、時間の単位を

2時間から1時間にしてはどうかという提案をさせていただいたところ、今回条例においては、1時間単位という形で、こういう形をつくっていただいております。ちょっとそこら辺の変更点につきまして、説明をお願いしたいと思います。

◎品川幸久委員長

スポーツ課長。

●沖塚スポーツ課長

失礼いたします。

この、6月議会前の教育民生委員会のほうで、吉岡議員のほうからの御質問いただきまして、小俣総合体育館の利用方法についての貸し出し方法、1時間のほうが隙間時間等も、有効活用できてというお話もいただきましたので、関係部署と協議させていただいた結果、また、団体等も確認もさせていただいたところ、そちらのほうの利用効率もよくなって利便性も向上するということがわかりましたので、今回、間に合いましたので、御提案のほうを反映させていただいた状況でございます。

以上でございます。

◎品川幸久委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

はい、意見させていただいたところ、このように早急に対応していただいたところ、大変評価したいと思います。

また、指定管理者制度ということにもなりますので、今後ですね、空いたコマを上手に使っていただきながら、利便性をあげていただき、また、この金額もですね、半額に、2時間を1時間ということにしておりますので、利用する方にとっても大変有効ではないかというふうに思います。

ありがとうございました。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

はい、今回この条例案ですね、提案されているのは、小俣総合体育館と大仏山公園スポーツセンターを指定管理することなんですけれども、これまでこのスポーツ体育施設につきましてですね、北浜スポーツグラウンドとそれから小俣児童体育館、この2つの施設は既に指定管理になっているんですけど、これは公募によらずに、地元の町会とか自治区が指定管理者になっているわけなんですけれども、今回のこの二つの施設についてはどのように、管理者は選定されていくんでしょうか。

◎品川幸久委員長
スポーツ課長。

●沖塚スポーツ課長
お答えします。

今回の利用施設につきましては、一般の公募によります選定作業に入りたいというふう
に考えております。

以上でございます。

◎品川幸久委員長
楠木委員。

○楠木宏彦委員

総務省のですね、平成19年の通知で選定手続が透明性の高い手続きが求められると。そ
れで複数の申請者に事業計画書を提出させることとして、選定する際の基準、手続につい
て適時に、必要な情報開示を行うこと等に努めることと。このようにあるわけですがし
ても、そのような内容でですね、今後進めていただけると思うんですけれども、もう一度確
認だけお願いします。

◎品川幸久委員長
スポーツ課長。

●沖塚スポーツ課長
失礼いたします。

私とこの指定管理の指針につきまして、制度の導入指針ですが、平成18年1月にでてお
ったかと思しますので、そちらのほうにもしたがいまして、対応していきたいと考えてお
ります。

以上でございます。

◎品川幸久委員長
よろしいですか。

他に御発言ありませんか。

御発言もありませんので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 57 号 伊勢市体育施設条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべし

と決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 58 号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例の一部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、81 ページをお開きください。

81 ページから 83 ページの

「議案第 58 号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 58 号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 59 号 伊勢市介護保険条例の一部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、84 ページをお開きください。

84 ページから 86 ページの

「議案第 59 号 伊勢市介護保険条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 59 号 伊勢市介護保険条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 60 号 伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、87 ページをお開きください。

87 ページから 90 ページの

「議案第 60 号 伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 60 号 伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 73 号 豊浜・北浜統合中学校（仮称）建設工事（校舎 建築工事）の請負契約について】

◎品川幸久委員長

次に、追加配布いたしました議案書の 1 ページをお開きください。

1 ページから 8 ページの

「議案第 73 号 豊浜・北浜統合中学校（仮称）建設工事（校舎 建築工事）の請負契約について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 73 号 豊浜・北浜統合中学校（仮称）建設工事（校舎 建築工事）の請負契約について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 74 号 豊浜・北浜統合中学校（仮称）建設工事（屋内運動場 建築工事）の請負契約について】

◎品川幸久委員長

次に、9 ページをお開きください。

9 ページから 15 ページの「議案第 74 号 豊浜・北浜統合中学校（仮称）建設工事（屋内運動場 建築工事）の請負契約について」をご審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 74 号 豊浜・北浜統合中学校（仮称）建設工事（屋内運動場 建築工事）の請負契約について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 75 号 豊浜・北浜統合中学校（仮称）建設工事（電気設備工事）の請負契約について】

◎品川幸久委員長

次に、16 ページをお開きください。

16 ページから 18 ページの

「議案第 75 号 豊浜・北浜統合中学校（仮称）建設工事（電気設備工事）の請負契約について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

この際、委員長のほうから、ひとつ、御質問というか、少しわからないところをただしたいと思いますが、今回のところですね、共同事業というところで、2社が代表者の名前が同じというところで、私も議員になって初めてこういうことが出たんですけど、非常に誤解を招きやすいようなこともあるので、そこら辺のところをひとつ詳しく説明いただければありがたいと思います。

管財契約課副参事。

●東浦管財契約課副参事。

ただいま、委員長のほうから質問いただいた件でございます。

今回の議案に記載ございます契約の相手方、こちら2社の共同企業体となっておりますが、代表者が両社とも現在同一の方ということになっております。このことにつきましてですが、今回こういった形での契約、弊社におきまして初めてということになるわけですが、この2社につきましてはそれぞれ別の法人格を持って、これまでずっと活動してきておると、それとまた現在伊勢市の入札の名簿におきましても、一定の基準を満たしておりますことから、それぞれ電気工事でAランクということで資格を認めておる業者でございます。今回その両社が共同企業体という形で、入札に参加をされ、落札されたということでございます。

結果論ではございますが今回そういった、代表者が同じ企業がJVを組んで入札に参加されたということに関しましては、こちらといたしましては問題ないものと考えておるところでございますが、これが例えば、想定でございますがこの2社が代表者が同じ企業が別々の共同企業体というような形で入札参加されておったというふうに想定をいたしますと、公正性という面から疑念も生じかねないものと考えております。

そういったことから、今後に向けましたちょっとその辺の対応につきましても、考えさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎品川幸久委員長

わかりました。

御発言はありませんか。

中山委員。

●中山裕司委員

ですとね。十分わかってみえると思うけども、代表取締役、代取ってゆうのはやっぱり最終の経営の権限をもっておるわけですよ。そうしますと、あなたはこちらのあとに、その今代取になったと。過去の実績から言うて、今独立した営業を営んでおる、まあそのA会社が。だから今回そういうようなかたちで、今の、別、継続したその新しい法人、代取がなったけれども、その過去の実績から言うて、それは今の話やけども、当然、別、分離すると。その考え方はね、本来的なやっぱり、規則からいくと私は間違っておると思う。

だから、現時点で、その契約をするのにどうなんかということになりますとね、さっきも言ったようにやっぱりそういう企業の代取っていうのは、最終の経営権というのをもつとるわけですから、同じ同一のもの同士が、共同企業体というのとは全くその今、矛盾する話で、本来から言うて、そういうものは事前にわかっておれば、それは回避するというのが私は、公契約の原則であるというふうに思いますんで、まあまあ出てきた議案ですから今回は仕方がないということになりますけども、そういう点は十分やっぱり、今後の入札行為については十分な配慮が必要かなというふうに思います。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

よろしいですか。

御発言もないようですので以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

はい。中山委員。

●中山裕司委員

今の現在のその北浜・豊浜の中学校、用地造成のときに私言ったことがあるかと思いますけれども、あそこの地質調査はきちっとやっぱりやっておられますかね。

◎品川幸久委員長

建築住宅課副参事。

●宮瀬建築住宅課副参事

地質調査については26年度のほうで行っております。

◎品川幸久委員長

中山委員。

●中山裕司委員

あなた、過去のクリーンセンターの建設のときの事情わかっておられますか。

◎品川幸久委員長

建築住宅課副参事。

●宮瀬建築住宅課副参事

クリーンセンターに関しては、ちょっと私あまり詳しくは御存じないですが。

◎品川幸久委員長

中山委員。

●中山裕司委員

このたびの建設用地とクリーンセンターは隣接しておるんですよね。あの時のクリーンセンターの工事が半年間できなかつたんですよ。というのはあれ、江川の、江川ありますよね。江川の河川敷で、とてもじゃないけれども、基礎工事やるだけでも半年間、あの、あそこが請負したんですが、クリーンセンターは、あの、田村がやっておる会社、日本土建が請負したんですけどね、半年間工事できなかつた。それで江川にむかってどんどん放流、吸い上げて、水をくみ上げて、ようやくそのときにこれでもいかんと、止まらんというわけで地盤のあれを、よう私はわからんけども、それでその当時のクリーンセンターの建設担当者がそういうようなことを報告にきましたということで。やっぱり、あのへんは、江川の河川敷が昔の、非常に軟弱なんですよ。だからどの程度の地質調査をやったんかということが問題で、おそらく、そういうことから、きちっとした建築がされると思いますけども、地盤が軟弱ですとね、今の市民病院のような形になるわけですよ。建てたけどもやっぱり、地盤が水没していくということになりますんで、だからそこら辺きちっと、もう一回確認をしていただきたいんですけどもね。

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

それではお諮りをいたします。

「議案第 75 号 豊浜・北浜統合中学校（仮称）建設工事（電気設備工事）の請負契約について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 76 号 豊浜・北浜統合中学校（仮称）建設工事（機械設備工事）の請負契約について】

◎品川幸久委員長

次に、19 ページをお開きください。

19 ページから 21 ページの「議案第 76 号 豊浜・北浜統合中学校（仮称）建設工事（機械設備工事）の請負契約について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 76 号 豊浜・北浜統合中学校（仮称）建設工事（機械設備工事）の請負契約について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で、付託案件の審査はすべて終了しました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成については、正副委員長に、御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【所管事業の平成 29 年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について】

◎品川幸久委員長

次に、通知にはありませんが、「所管事業の平成 29 年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」を御協議願います。

本件につきましては、常任委員会別に当局から、事業の進捗状況や予算の執行状況等の報告を受けることとなっておりますのでございます。今年度も 5 事業程度を選定し、9 月定例会までに実施したいと思っておりますが、当局から報告をいただく事業の選定について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

それでは選定については、正副委員長に御一任願い、また何かありましたら議会事務局までお願いしたいと思います。

お諮りいたします。

「所管事業の平成 29 年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」は、9 月定例会までに、5 事業程度を調査することとし、当局から報告をいただく事業の選定については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

なお、本件につきましては、継続調査事項として 6 月定例会の最終日に上程をする予定でございます。

以上で、御審査いただきます案件は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時22分

上記署名する。

平成29年 7 月 7 日

委 員 長

委 員

委 員